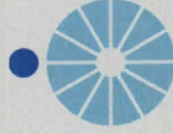


夜間中学の現状と文部科学省の取組について

文部科学省 初等中等教育局

令和元年 11月26日



文部科学省

江戸の浮世文化の発展と浮世文化の発展

江戸の浮世文化の発展と浮世文化の発展

江戸の浮世文化の発展と浮世文化の発展

夜間中学の現状

歴史的背景等

○ 戦後の混乱期の中で、生活困窮などの理由から昼間に就労または家事手伝い等を余儀なくされた学齢生徒が多いくことから、それらの生徒に義務教育の機会を提供することを目的として、昭和20年代初頭に中学校に付設された。

○ 昭和30年ごろには、設置数は80校以上を数えたが、就学援助策の充実や社会情勢の変化に伴って減少してきた。

○ 現在、夜間中学は、義務教育を修了していない学齢経過者や、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した者、本国や我が国において十分に義務教育を受けられなかった外国人などの義務教育を受けられる機会を実質的に保障するための様々な役割が期待されている。

※関連法令：義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律

第4章 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等（就学の機会の提供等）第14条（協議会）第15条

設置状況

9都府県27市区に33校

(平成31年4月時点)

設置主体	学校名	設置主体	学校名
埼玉県川口市	芝西(しばにし)中学校陽春(ようしゅん)分校	大阪府大阪市	文(ふみ)の里(さと)中学校
千葉県市川市	大洲(おおす)中学校	大阪府大阪市	東生野(ひがしいくの)中学校
千葉県松戸市	第一中学校みらい分校	大阪府堺市	殿馬場(とのば)中学校
東京都墨田区	文花(ぶんか)中学校	大阪府岸和田市	岸城(きしぎ)中学校
東京都大田区	糞谷(こうじや)中学校	大阪府東大阪市	布施(ふせ)中学校
東京都世田谷区	三宿(みしゆく)中学校	大阪府東大阪市	意岐部(おきべ)中学校
東京都荒川区	第九中学校	大阪府八尾市	八尾(やお)中学校
東京都足立区	第四中学校	大阪府守口市	さつき学園
東京都江戸川区	小松川(こまつがわ)第二中学校	大阪府豊中市	第四中学校
東京都葛飾区	双葉(ふたば)中学校	兵庫県神戸市	丸山(まるやま)中学校西野(にし)の分校
東京都八王子市	第五中学校	兵庫県神戸市	兵庫(ひょうご)中学校北分校
神奈川県川崎市	西中原(にしなかはら)中学校	兵庫県尼崎市	成良(せいりょう)中学校琴城(きんじょう)分校
神奈川県横浜市	蒔田(まいた)中学校	奈良県奈良市	春日(かすが)中学校
京都府京都市	洛友(らくゆう)中学校	奈良県天理市	北中学校
大阪府大阪市	天王寺(てんのうじ)中学校	奈良県橿原市	畝傍(うねび)中学校
大阪府大阪市	天満(てんま)中学校	広島県広島市	観音(かんおん)中学校
		広島県広島市	二葉(ふたば)中学校

(参考1) 年齢別生徒数(平成29年7月1日現在)

年齢	学齢者	15-19	20-29	30-39	40-49	50-59	60-	計
(人)	0	342	285	225	217	162	456	1,687

※日本国籍を有しない者1,356人(80%)

(参考2) 未就学者数(*)の状況

調査実施年	昭和35年	昭和45年	昭和55年	平成2年	平成12年	平成22年
(人)	1,488,300	599,755	308,639	217,605	158,891	128,187

(出典:平成29年度夜間中学等に関する実態調査)

(出典:平成22年国勢調査)

*「未就学者」の定義:ここでの「未就学者」とは、平成22年国勢調査において、在学したことのない人又は小学校を中途退学した人とされている12万8,187人(日本国籍12万2,399人、外国籍7,948人)をいう。したがって、小学校は卒業したのが中学校に入学しなかった人や、中学校を中退した人の数は含まれていないため、次期調査(平成32年)における項目の見直しを要請中である。

夜間中学の新設に向けた最近の動向

- 本年4月、松戸市立第一中学校みらい分校(入学者数22名)、川口市立芝西中学校陽春分校(入学者数77名)が開校
- 現在、以下の県・市が設置に向けた表明を行っているところ

高知県

- ・ 2018年9月、県教育委員会が県総合教育会議で、2021年度の開校を目指して検討していくと表明

徳島県

- ・ 2019年2月、教育長が県議会2月定例会で、2021年4月をめどに徳島中央高校(徳島市)に併設して開校することを表明

茨城県常総市

- ・ 2019年2月、市教育委員会の担当課長が全員協議会の場において、2020年4月に夜間中学を設置する旨を説明

札幌市

- ・ 2019年9月、教育長が市議会で、2022年4月の開校を目指すと表明

相模原市

- ・ 2019年2月、教育長が市議会本会議で、夜間中学設置を検討したいと表明

静岡県

- ・ 2019年2月、教育長が県議会2月定例会で、「積極的に取り組む」と表明

長崎県

- ・ 2019年6月、教育長が県議会6月定例会で、県立での夜間中学設置を検討を表明

福岡県大牟田市

- ・ 2019年11月、教育長が11月の教育委員会で、2021年度の開校を目指していることを表明

令和元年11月現在 文部科学省調べ

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の施行状況に関する議論のとりまとめ(夜間中学部分の要旨)

令和元年6月21日

不登校に関する調査研究協力者会議
フリースクール等に関する検討会議
夜間中学設置推進・充実協議会

(1) 夜間中学の設置促進

- ・全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう、引き続き促進する。また、人口規模や都市機能に鑑み、全ての指定都市において夜間中学が設置されるよう促進する。

(2) 既設の夜間中学の教育活動の充実

① 生徒の多様性を踏まえた指導・事務体制

- ・多様な生徒に対応する夜間中学の実態を踏まえ、教員(養護教諭を含む)に加えて日本語指導補助者、母語支援員、スクールカウンセラー等の専門人材の配置を促進し、「チームとしての学校」を推進することにより、学校の指導体制の効果的な強化・充実を進める。
- ・夜間中学におけるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置を促進する。

② 外国人指導・日本語指導

- ・研修の実施や講師の派遣などにより夜間中学の教員に必要な日本語指導の資質向上に引き続き取り組むとともに、地域の日本語教室と連携したり、日本語指導資格を有する者などの外部人材を活用できるよう支援する。

③ 経済的支援

- ・夜間中学に必要な特有の経費に係る財政的支援の在り方について検討する。

(3) 各自治体における協議会の設置

- ・域内に既に夜間中学が設置されている都道府県を含む全ての都道府県における協議会等の設置を促進する。
- ・夜間中学の設置に向けた検討や他市町村からの生徒受け入れ等が進むよう、都道府県に対し、協議会などの関係市町村(指定都市を含む)の情報共有を行う場所を設置し、市町村間調整を主導するよう促す。

(4) 広報活動の推進

- ・全国的な広報を行うとともに、ニーズ調査の実施と併せた自治体における広報活動を支援する。

夜間中学の設置促進・充実

令和2年度要求・要望額 132百万円
(前年度予算額 46百万円)

背景説明

- 全国には義務教育未修了が少なくとも約12.8万人いるほか、近年不登校児童生徒が増加。さらに、出入国管理法の改正により、外国人の数は増加する見込み
- 平成28年12月に「教育機会確保法」が成立。平成30年6月、「第3期教育進行基本計画」で全都道府県に少なくとも一つの夜間中学設置を目指すこととした。平成31年度に2校新設され、現在、全国9都府県27市区に33校。各地で設置の機運が高まっている。
- 今後、全ての指定都市における設置も促進。

夜間中学のさらなる設置促進

● 夜間中学新設準備・運営補助（補助事業）【新規】

90,000千円(500万×18カ所)

夜間中学新設準備に伴うコーディネーターの雇用、ニーズ調査実施、広報活動などの設置に向けた準備に係る経費及び開設後の円滑な運営に係る経費の補助(1/3)。

● 都道府県における協議会等の設置・充実（委託）

4,000千円(50万×8カ所)

教育機会確保法第15条に基づく協議会等の設置・活用を促進。特に都道府県の調整機能を高め、民間団体等も参画する協議会等のモデル創出を図る。

◆ 夜間中学についての広報活動

教育機会確保法の趣旨や基本指針の内容、夜間中学の活動等を周知するためのシンポジウムの開催や夜間中学を周知するポスターを作成・配布等し、国民の理解を増進。

5,000千円

⇒夜間中学のない43地域における設置
⇒協議会等が設置されていない30地域への設置
⇒既設の夜間中学の教育活動の充実・受入れ拡大

事業を実施して、期待される効果

目的・目標

教育機会確保法及びその見直しの方針等に基づき、義務教育の機会を実質的に保障するため、以下を進める。

- ・ 都道府県、指定都市等における夜間中学の設置促進
(特に、未設置の38道県、13指定都市)
- ・ 多様な生徒に対応するための夜間中学の教育活動の充実

夜間中学の教育活動の充実

● 夜間中学における教育活動充実（委託）

31,000千円(100万×31校)

夜間中学における多様な生徒の実態等に応じて教育活動を充実していくために必要な環境整備の在り方を検証。

- ・ 高齢者や外国人向けのカリキュラム開発
- ・ 不登校経験者支援のための相談体制の整備
- ・ 他市町村の夜間中学や域内の屋間の中学校、近隣の定時制高校との連携
- ・ 効果的な学校行事や校外活動等の在り方
- ・ 遠方から通学する生徒への支援の在り方など

※SC・SSW、日本語指導補助者、母語支援員等は関係事業で対応

- ◆ 必要な日本語指導を充実するため夜間中学に携わる教職員に向けた研修を実施。
2,000千円

◆は文部科学省が直接執行する予算を表す。

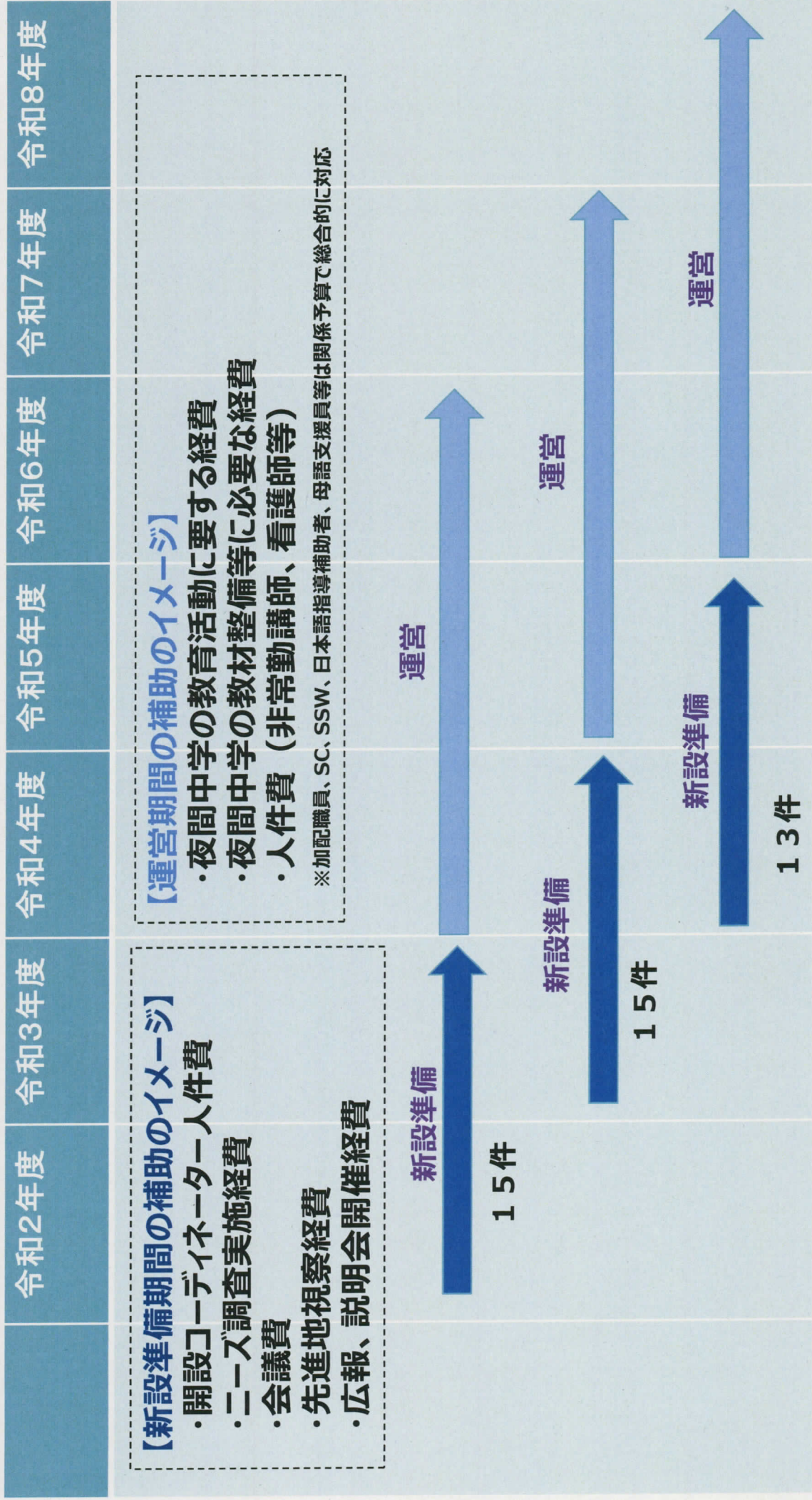
義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれている事情にかかわらず、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにするとともに、その者が、その教育を通じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができる（教育機会確保法第3条）こと

夜間中学新設、備・運、補助（全地域への設置に向けたイメージ）



文部科学省

○ 準備2年、開設後3年の計5か年の補助事業を、期間を区切って行うことで、夜間中学未設置の43地域の設置を促す。



既設の夜間中学の教育活動充実に向けた総合的支援方策



趣旨 夜間中学における多様な生徒に対応した教育活動を行うため、夜間中学の指導・事務体制を充実するための総合的な支援方策を示すもの

現状

- 9都府県33校にとどまっているが、設置が進まないのは、設置自治体の経済的負担を忌避しているためとの指摘もある。
- 既設の夜間中学においては、多様な生徒の受入れを図り、それぞれの能力に応じた指導を充実するためには、教員、養護教諭、SC等の教職員体制の充実を求める声が多い。
- 夜間中学に通う約8割が外国人であるほか、出入国管理法改正を受けた外国人の増加が見込まれる中、夜間中学における日本語指導体制の充実はいより一層重要となっている。
- 現在、教育機会確保法の見直しが進められており、その方針に則って教育活動を充実する必要がある。

設置促進

支援メニュー1 夜間中学の教育活動充実事業

夜間中学における多様な生徒の実態等に応じて教育活動を充実していくために必要な環境整備の在り方を検証。
令和2年度からは新たに、不登校経験者への支援、他市町村の夜間中学・域内の昼間の中学校・定時制高校等の学校間連携に対する取組を支援する。

支援メニュー2 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー活用事業

有識者会議⇒夜間中学におけるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置を促進する。
夜間中学を重点配置の対象とする。(1/3補助)

支援メニュー3 日本語の指導を含むきめ細かな指導の充実 (帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)

有識者会議⇒地域の日本語教室と連携したり、日本語指導資格を有する者などの外部人材を活用できるよう支援する。
日本語指導補助者や母語支援員を夜間中学に派遣し、日本語指導の充実を図る。(1/3補助)

支援メニュー4 学びや生活に関する課題への対応のための教員配置

有識者会議⇒教員に加えて専門人材の配置を促進し、学校の指導・事務体制の効果的な強化・充実を進める。
夜間中学における学びや生活に関する課題への対応を行うため、都道府県等からの申請を踏まえ、生徒指導や支援体制を強化するための教員の加配定数を優先的に措置する。

支援メニュー5 地域日本語教育の総合的な体制づくりの推進

有識者会議⇒地域の日本語教室と連携したり、日本語指導資格を有する者などの外部人材を活用できるよう支援する。
地域日本語教室と連携して日本語教育の取組を推進する。(1/2補助)

支援メニュー6 定住外国人の子供の就学促進事業

外国人の義務教育未修了者も対象に夜間中学や自主夜間中学等における教育機会をマッチングする取組を支援する。
(1/3補助)

支援メニュー7 多言語翻訳システム等ICTを活用した支援の充実 (帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)

多国籍化しつつある夜間中学の生徒に対し、きめ細かな就学相談や充実した日本語指導を実施するため、多言語翻訳システム等ICTの導入を支援する。(1/3補助)

連携強化

指導体制の充実

ICT

教育機会確保法施行後の文部科学省の取組(1)

H28.12

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」成立

H29.3

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」策定

H29.3

①【**義務教育費国庫負担法の一部改正**】
都道府県が設置する夜間中学等の教職員給与に要する経費を国庫負担の対象に追加

②【**学習指導要領の改訂**】

中学校学習指導要領の総則に、指導方法等の工夫改善に努めることなど学齢経過者への配慮を明記

③【**教育課程の特例を創設**】

学齢経過者への指導の際、実情に応じた特別の教育課程を編成できるよう制度を整備

④【**夜間中学の設置・充実に向けて「手引」(改訂版)**】

最新の動向や制度改正を含めた夜間中学の設置に必要な情報を盛り込む。⇒ 改訂した手引の周知とともに、各都道府県等に夜間中学等の設置の取組をより一層推進するよう通知(H30.8)

H29.8

⑤【**教育委員会担当者を対象とした夜間中学説明会の初開催**】

初の説明会を開催し、教育機会確保法の趣旨や基本指針の内容、夜間中学等の活動実態等を説明

教育機会確保法施行後の文部科学省の取組(2)

⑥【実態調査の実施】

H29.11

教育機会確保法の内容も踏まえた、夜間中学の設置等の検討状況や現状等についての詳細な実態調査を実施

⑦【平成30年度政府予算】

H30.3

夜間中学の設置促進や受入れ生徒の拡大のための必要な予算が成立

⑧【夜間中学設置に係るニーズ調査ガイドラインの公表】

H30.3

これまで地方公共団体等を対象に行ってきた調査研究の成果を踏まえて、各自治体において夜間中学の設置を検討するに当たって行う効果的なニーズ把握の方法等を取りまとめ、ウェブサイト公表

⑨【夜間中学の認知度を上げるフライヤーの作成】

H30.4

フライヤーをウェブサイトに掲載し、積極的な活用を各教育委員会に依頼

⑩【第3期教育振興基本計画の策定】

H30.6

教育機会確保法等に基づき、全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進すること等を閣議決定 ⇒ 各都道府県等に夜間中学等の設置の取組をより一層推進するよう通知(H30.8)

⑪【夜間中学の設置・充実に向けて「手引」(第二次改訂版)】

H30.7

平成29年4月以降の最新の動向を反映した「手引き」の第二次改訂版を作成し、各教育委員会に周知

⑫【夜間中学における日本語指導研修会の初開催】

H30.7,8

夜間中学における日本語指導を充実するため、教職員等を対象とした初の研修会を開催

⑬【夜間中学設置推進・充実協議会を設置】

H30.11

教育機会確保法附則第3条を踏まえ、同法の施行状況について検討を加えるため、学識経験者のほか夜間中学を設置する自治体や自主夜間中学の関係者などをメンバーとする協議会を設置

教育機会確保法施行後の文部科学省の取組(3)

H30.12

- ⑭【外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策を関係閣僚会議で決定】
新たな在留資格の創設を踏まえた外国人の受入れ・共生のための対応策の中に夜間中学の設置促進・充実が位置付けられる

H31.2

- ⑮【夜間中学設置促進説明会を開催】
教育機会確保法や第3期教育振興基本計画等を踏まえ、自治体における更なる夜間中学設置に向けた取組を促すため、各教育委員会の担当者を対象とする説明会を開催(全国2か所:東京・大阪)

H31.3

- ⑯【平成31年度政府予算】
夜間中学の設置促進、既設の夜間中学における教育活動の充実及び多様な生徒の受け入れ拡大のための必要な予算が成立

H31.4

- ⑰【松戸・川口の夜間中学開設】
浮島副大臣が松戸市立第一中学校みらい分校、中村政務官が川口市立芝西中学校陽春分校の開校式に出席

R元.6

- ⑱【外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実にについて関係閣僚会議で決定】
全ての都道府県、指定都市において夜間中学が設置されるよう、新設準備に伴うニーズの把握や設置に向けた取組を支援するとともに、日本語指導を含む教育活動の充実が位置付けられる

R元.6

- ⑲【「経済財政運営と改革の基本方針2019」閣議決定】
初めて「夜間中学の設置促進」が書き込まれる

R元.6

- ⑳【義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の施行状況に関する議論のとりまとめ(夜間中学設置推進・充実協議会等)】
夜間中学の現状と課題を検証し、設置推進・充実を図る観点から総合的な推進方策についてとりまとめを行った

R元.8

- ㉑【夜間中学における日本語指導研修会を開催】
昨年度に引き続き、日程や内容を改善して、夜間中学における日本語指導を充実するための研修会を開催

